豊田市空き地情報登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豊田市空き地情報登録制度に関し必要な事項を定めることにより、市の山村地域における空き地の有効活用及び定住の促進を図り、もって山村地域の活性化に寄与することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）山村地域　足助、旭、稲武、小原及び下山の地区をいう。

（２）空き地　個人又は法人が現に活用していない（近く活用しなくなる予定のものを含む。）山村地域に存在する土地で住宅の建築の可能性がある土地をいう。

（３）所有者　 空き地に係る所有権を有する者をいう。

（４）空き地情報バンク　空き地の売却を希望する所有者から申込みを受け、空き地に関する情報を山村地域内への定住を目的として空き地の購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する仕組みをいう。

（５）定住　長期にわたる居住を前提に、市の住民基本台帳に記録される住所地を山村地域内の住所地に異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

　（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き地情報バンク以外による空き地の取引を妨げるものではない。

　（空き地の登録申込み等）

第４条　空き地情報バンクに空き地に関する情報を登録しようとする所有者は、空き地情報バンク物件登録申込書（様式第１号）に空き地情報バンク物件登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を添えて市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。

３　市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

4　市長は、第１項の規定による登録の申込みがあったときは、当該空き地を空き地情報バンクに登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き地情報バンクへの登録は行わない。

（１）当該空き地が山村地域に存在していない場合

（２）当該空き地に抵当権等の担保物権が設定されている場合

（３）当該空き地に係る所有権を有する者が空き地情報バンクへの登録を認めない場合

（４）宅建協会が推薦する事業者が仲介等をしない場合（所有者が宅地建物取引業法第３条第１項に規定する免許を受けている者である場合を除く。）

（５）その他市長が空き地情報バンクへの登録が適当でないと認めた場合

5　市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き地情報バンク物件登録完了書（様式第３号。以下「物件登録完了書」という。）を申込みのあった所有者に通知する。

6　市長は、第１項の規定による登録の申込みについて不適当と認めたときは、物件登録不承認通知書（様式第４号）を申込みのあった所有者に通知する。

　（空き地に係る登録事項の変更の届出）

第５条　物件登録完了書の通知を受けた所有者（以下「物件登録者」という。）は、空き地情報バンクに登録された空き地（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き地情報バンク物件登録事項変更届（様式第５号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

　（空き地情報バンクの登録の取消し）

第６条　市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は物件登録者から空き地情報バンク物件登録取消届（様式第６号）の提出があったときは、当該登録物件を空き地情報バンクから抹消する。

２　市長は、第４条第４項の規定による登録の日から２年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、物件登録者と協議して、当該登録物件を空き地情報バンクから抹消することができる。

３　市長は、前２項により当該登録物件を空き地情報バンクから抹消したときは、空き地情報バンク物件登録取消通知書（様式第７号）を当該物件登録者に通知する。

　（空き地情報の公開）

第７条　市長は、空き地情報バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を公開する。ただし、第２号及び第５号の詳細については、第８条で規定する利用者の登録をした者に限る。

（１）登録番号

（２）所在地

（３）希望価格

（４）主要施設までの距離

（５）位置図

（６）その他必要な情報

　（利用者の登録）

第８条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者に関することは、豊田市空き家情報登録制度実施要綱第８条から第１２条までの規定を準用するものとする。この場合において、「空き家」を「空き地」と読み替えることとする。

　（地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開）

第９条　市長は、空き地を空き地情報バンクに登録したときは、当該空き地の所在する地域を統括する代表者（以下「地域の代表者」という。）に対して、その旨を情報提供することができる。

２　前項の情報を受けた地域の代表者は、物件情報と併せて地域に関する情報を空き地情報バンクに公開することができる。

３　地域の代表者は、登録物件の購入を希望する利用登録者に対し、地域面談、説明会、交流会等を開催することができる。

　（地域の意見の反映）

第１０条　地域の代表者は、物件登録者に対し、購入者の決定にあたっての参考意見を述べることができる。

２　物件登録者は、前項に規定する意見があった場合には、当該意見を参考にして購入者を選考するものとする。

　（購入希望物件の申込み及び通知）

第１１条　利用登録者は、登録物件の購入を希望するときは、空き地情報バンク購入希望物件申込書（様式第8号）に誓約書（様式第9号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者及び宅建協会に対し、申込みがあったことを通知するものとする。ただし、登録物件の物件登録者が宅地建物取引業法第３条第１項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない場合に限っては、物件登録者にのみ通知することとする。

３　前項の規定による通知を受けた物件登録者は、購入の申し込みを行った利用登録者と交渉をするか否かを決定し、当該利用登録者及び宅建協会に対し、その旨通知するものとする。ただし、登録物件の物件登録者が宅地建物取引業法第３条第１項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない場合に限っては、利用登録者にのみ通知することとする。

４　第２項の規定による通知を受けた物件登録者は、市長に対し、前項の決定について、購入交渉者選考結果報告書（様式第１０号）により報告するものとする。

５　宅地建物取引業法第３条第１項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない物件登録者は、利用希望者と契約が成立した場合、市長に対し空き地情報バンク結果報告書（様式第１１号）により、契約の内容を報告するものとする。

　（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第１２条　市長は、必要に応じて利用登録者並びに物件登録者及び宅建協会に対して、空き地情報バンクに登録された有用な情報を提供することができる。

２　市長は、物件登録者と利用登録者との空き地に関する交渉、売買等の契約については、直接これに関与しないものとする。

３　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

　（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

この要綱は、平成３０年７月３０日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

空き地情報バンク物件登録申込書

年　　月　　日

　豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　（〒　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　 　　 　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　電　話

豊田市空き地情報登録制度実施要綱第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり空き地情報バンクへの物件の登録を申し込みます。

登録内容は、別添「空き地情報バンク物件登録カード」（様式第２号）記載のとおりです。

記

⑴　宅建協会による仲介

⑵　直接契約交渉

　１　契約交渉

私は、契約交渉について、　　　　　　　　　　　　を選択します。

２　同意事項

　　　私は、次のことについて同意します。

（１）空き地情報バンクの登録に係る私の個人情報（空き地情報バンク登録カード）を空き家・空き地情報バンク利用登録者へ提供すること。

（２）空き地情報バンクに登録された物件情報のうち、その必要な情報の一部を公開すること。

（３）入居者を決定するにあたり、地域の意見を参考にするため地域が交流会等を開催すること。

　注意事項

１　本市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者と利用希望者の間で行う物件の売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。

２　仲介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく範囲となります。

３　直接契約交渉については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条第１項の規定する免許を受けた者による申込の場合に限ります。

４　豊田市個人情報保護条例（平成１５年条例第３３号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、利用登録者及び宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第２号（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |

空き地情報バンク物件登録カード

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有者  管理者 | 住　所 | 〒　　－ | | | | | | |
| 氏　名 |  | | | | | | |
| 電　話 |  | | | FAX |  | | |
| e-mail | ＠ | | | | | | |
| 物件登録代表地番 | | 豊田市 | | | | | | |
| その他対象地（全て記入） | |  | | | | | | |
| 規制区域 | |  | | | | | | |
| 希望価格 | | 円 | | | | | | |
| 情報公開 | | □窓口およびホームページ　　□窓口のみ | | | | | | |
| 面　　積 | | ㎡ | | 地目 | 宅地・雑種地・原野  その他（　　　　） | | | |
| 状　　況 | | □放置 （　　年）　□以前の利用状況（　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 主要施設までの距離 | (　　　)支所 | ㎞ | 中学校 | | ㎞ | | 小学校 | ㎞ |
| こども園 | ㎞ | 診療所 | | ㎞ | | 消防署 | ㎞ |
| 駐在所 | ㎞ | バス停（基幹バス） | | ㎞ | |  | ㎞ |
| 付帯物件 | |  | | | | | | |
| 特記事項 | |  | | | 告知事項 | | 有　　・　　無 | |

位置図

様式第３号（第４条関係）

空き地情報バンク物件登録完了書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊田市長

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった空き地物件については、次のとおり登録を完了したので通知します。

　１　登録番号　　　　　登録№

　２　登録日　　　　　　　　　　年　　　月　　日

　３　登録内容　　　　　空き地情報バンク物件登録カード記載のとおり

　４　注意事項　　　　　登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届を提出してください。

様式第４号（第４条関係）

空き地情報バンク物件登録不承認通知書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

豊田市長

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった空き地物件については、次のとおり登録を不承認としたので通知します。

　１　不承認理由

　２　その他　　　　不承認理由が解消された場合は、登録できることがござ

いますので、ご相談ください。

様式第５号（第５条関係）

空き地情報バンク物件登録事項変更届

年　　月　　日

　　豊田市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　（〒　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　豊田市空き地情報登録制度実施要綱第５条の規定に基づき、登録事項の変更を届け出ます。

登録番号　：　登録№

　　変更内容　：　別添空き地情報バンク物件登録カードのとおり

　備考　様式第２号に登録番号及び変更箇所を記載して提出してください。

様式第６号（第６条関係）

空き地情報バンク物件登録取消届

年　　月　　日

豊田市長　様

届出者　（〒　　　　　）

住　所

氏　名

　　　　 　　電　話

　　　　　　年　　月　　日付けで登録した空き地情報バンクへの登録を取り消したいので、届け出ます。

登録番号　：　登録№

　　取消理由　：

様式第７号（第６条関係）

空き地情報バンク物件登録取消通知書

豊　　　発第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

豊田市長

　　次の空き地物件について、登録を取り消したので通知します。

　１　登録番号　　　　　登録№

　２　取消理由

（１）　　　　　年　　月　　日付け登録の空き地物件について、

登録後２年が経過し、利用が見込まれないと認められるため。

（２）　　　　　年　　月　　日付け空き地登録に係る取消届を受理した。

　３　注意事項

２（2）に該当し取消しとなったものについては、改めて空き地情報バンクへの物件登録の申込みを行うことにより再登録できます。この場合は、添付する空き地情報バンク物件登録カードを再度利用してください。

様式第8号（第１１条関係）

空き地情報バンク購入希望物件申込書

年　　月　　日

　　豊田市長

　　　　　　　　　　　　　　申込者（利用者登録No　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒　　　－

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　豊田市空き地情報登録制度実施要綱第１１条第１項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

購入を希望する物件番号　　物件登録№

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名  （本　人） |  | 年齢 | 歳 |
| 同居人構成 | ①氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳  ②氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳  ③氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳  ④氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳  ⑤氏名　　　　　　　　　続柄　　　　　年齢　　　　歳 | | |
| 備考 |  | | |

　　空き地情報バンク利用申込みに係る私の個人情報について、空き地情報バンク物件登録者及び物件登録者が仲介等を依頼する宅建協会へ提供することに同意します。

　備考　この個人情報は、物件登録者及び物件登録者が仲介等を依頼する宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第9号（第１１条関係）

誓　　　　約　　　　書

　　豊田市長　様

　　私は、空き地情報バンク購入希望物件の申込みにあたり、豊田市空き地情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、申込書記載事項に偽ることなく、要綱第８条で準用する豊田市空き家情報登録制度実施要綱第９条（利用者の登録要件）に規定する要件等を遵守することを誓約した上で、申し込みます。

　なお、空き地情報バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

　　今後、空き地を購入し、居住することとなったときは、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

　　　　　　年　　月　　日

住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

様式第１０号（第１１条関係）

購入交渉者選考結果報告書

年 月 日

豊田市長　様

物件登録者　住所

氏名

　豊田市空き地情報登録制度実施要綱第１１条第５項の規定に基づき、下記のとおり購入交渉者選考結果を報告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件登録番号 | | | |  |
| 選  考  結  果 | 購入予定者 | | 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 選考されなかった購入希望者 | | 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 氏名 | 利用者No.（　　　） |
| 地域面談  等 | 実施状況 | | | 実施　未実施 |
| 開催日 | | | 年　　月　　日 |
| 参加者 | 氏名・団体名 | |  |
| 氏名・団体名 | |  |
| 氏名・団体名 | |  |
| 氏名・団体名 | |  |
| 氏名・団体名 | |  |
| 備 考 | | | |  |

様式第１１号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

　　豊田市長　様

物件登録者　住所

氏名

豊田市空き地情報バンク結果報告書

年　　月　　日付けで物件登録を完了した物件について、豊田市空き地情報登録制度実施要綱第１１条第４項の規定に基づき下記のとおり報告します。

１　物件番号　　　　　－

２　所 在 地　　愛知県豊田市　　　　　　　　　　　番地

３　売主　　　　住　所〔　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　　　　　　氏　名〔　　　　　　　　　　　　　　〕

４　買主　　　　住　所〔　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　　　　　　氏　名〔　　　　　　　　　　　　　　〕

５　契 約 日 　　　　年　　月　　日

６　契約金額　　　　　　　　　　　円